

平成23年度第2回光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

会 長 西 川 公 博

- 1 開催日時 平成23年12月22日（木）13:15～15:00
- 2 開催場所 総合福祉センター あいぱーく光 いきいきホール
- 3 会議出席者 出席委員：西川会長はじめ17名（20名中）
欠席委員：藤井正彦 鶴岡妙子 吉村孝宏
事務局：前田福祉保健部長
亀井福祉保健部次長
小田高齢者支援課長 瀬上地域包括支援担当課長
田中健康増進係長 玉木高齢福祉係長
田村介護保険係長 志熊地域包括支援係長
守田主査 坪根主査 松本主任 轟主事（以上12名）
- 4 会議次第 別添資料のとおり
- 5 会議資料 別添協議会資料のとおり

1 開会

2 会長あいさつ

西川でございます。皆様方に本当にお世話になっております。

今日、師走の非常にお忙しい中、このような時間にお集りいただきまして本当にありがとうございます。7月28日に第1回光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会を開催しまして、本日は第2回目の市民協議会となっております。現在、消費税の増税等、税と社会保障制度を変えたり、いろいろな形で福祉に係るお金について増税されたり、あるいはカットされたり、そのようないろいろな議論がされているわけでありまして。今、高齢者にとって何より不安なのは、将来の生活や健康、あるいは介護の問題、そのようなものが大変心配をされているようでございます。そのような中で、高齢者の方の自殺が相当増えております。その原因は何かといいますと、一番の問題は健康不安、それから生活不安というようなことでございます。このようなことが自殺の原因の大きなものになっております。皆様ご承知のように、平成10年から3万人を超える自殺者が出ております。これは10年間下がらないというような状況です。このような社会不安の中で、福祉というものが非常に重要となってくると思います。今、私たちを取り巻く環境は不安が多いので、この不安をどのようにして取り除くか。これが福祉の大きな目標の一つでもあろうかと思っております。その中で、本日、第2回高齢者保健福祉計画等策定市民協議会が開かれ、皆様方のいろいろなご意見をお伺いすることに大変有意義なものがあるのではなかろうかと思っております。次期高齢者保健福祉計画の策定、それから、第5期介護保険事業計画の中間報告を今日事務局からお伺いし、特に、28ページから36ページにかけてございます基本戦略につきまして皆様方のご意見をいただき、29ページの「(仮称) 幸せ実感プログラム」の中の3つの戦略、これについてのご意見、ご提言をお聞かせいただけたらと思っております。本計画が実効性のあるものになりますよう、皆様方にご提言をいただいて、本会議を有意義に行われるようお願いしながら、簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきたいと思っております。最後までよろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 光市高齢者保険福祉計画及び第5期介護保険事業計画（中間報告）

ア 序論（計画策定の趣旨、位置づけ、現状と課題等について）

会議資料P 1～24について坪根主査が説明

イ 総論（長期展望、基本戦略について）

会議資料P 25～36について坪根主査が説明

ウ 各論（施策体系について）

会議資料P 37について坪根主査が説明

エ 基本戦略についての意見交換（要旨）

横山委員

光市は平成１７年～２２年の５年間の高齢化率の上昇が全国平均に比較し、高い伸び率となっている原因は何か。

小田課長

光市は２大企業への従事者が非常に多く、その従事者は団塊の世代と比較し５歳程度上の世代である。その方々が平成２２年には６５歳以上となっていることから、平成１７年から平成２２年の高齢化率が全国平均と比較し高い伸び率となっている。なお、平成２２年の光市の高齢化率は山口県平均を上回っているが、２０２５年は山口県平均を下回ると推計されている。これは、５歳区切りで人口推計を行っていることから起こることである。

松村委員

地域支援とはどのようなものを考えればよいか。

小田課長

在宅、地域で暮らしていくために、どのような援助、支え合いがあれば暮らしやすいのかという観点で考えていただきたい。また、現在ある資源、地域住民、医療機関、介護施設等の活用も含めて幅広いご意見をいただきたい。

横山委員

老老介護の状況で、冠婚葬祭等により要介護状態の配偶者を数時間でも一時的にあずけたいと思ってもあずけることができないという課題がある。なぜならば、ショートステイの枠をロングショートステイとして利用されており、ショートステイが本来の役割をなしていないからである。ただし、本来のショートステイの役割を果たせるようにショートステイ枠を空けておくと、施設としては経営が苦しくなるという面もある。よって、本来のショートステイとして機能するよう、行政として法的な規制、金銭的な保障等を検討していただきたい。

松村委員

地域包括ケアでは、在宅を主に考えるのか、施設を主に考えるのか、在宅と施設の両方を考えるのか。

小田課長

在宅生活を支えるということが基本的には主となる。ただし、今後急激に高齢者が増加してくる中で、バランスのとれた支援、ケースに応じた支援を検討する必要がある。なぜならば、家族の方が在宅を望まれるとは限らないという観点もある。今の状況では在宅でのフォローアップ体制が整っていないが、必要に応じて病院、介

護施設、在宅が選択可能であり、連続的にフォローアップできるような姿を考えていく。

藤本委員

認知症の方の財産の管理、悪徳商法や詐欺商法から高齢者を守るために具体的にどのようなことをしているのか。

小田課長

権利擁護事業は非常に大きい課題である。認知症が進行すると金銭管理が重要となるが、親族が親の年金をあてにするケースもあり、このようなケースは虐待行為となる。このような事例が疑われる場合は、民生児童委員や地域の方、光市では地域包括支援センターによる訪問等の対応を行っている。なお、平成23年の老人福祉法の改正で、市町村において市民後見人の育成をしなければならない。ただし、現状育成には2カ月、1人70万円程度かかるので、国が方向性を検討している。このようなことも含め、気軽に相談できる体制や方法を光市においても検討していきたいと考えている。

内藤委員

山口県は全国4位の権利擁護事業の充実した県である。しかしながら、具体的な成果としては難しい面もある。例えば、成年後見人等が必要だと考え本人に説明しても、本人がお金を肌身離さず管理をしたいというような状況である。

亀井次長

権利擁護事業の利用者の増加が予想されるが、難しい制度ではあるので、他の制度とも連携をとりながら有効性を高める必要がある。

横山委員

認知症で独居の方が火事を起こしたことを聞いたりしているが、認知症で独居の方に対して定期的に訪問をしたりしているか。

志熊係長

認知症の方の多くは要介護認定を受けているので、デイサービスやヘルパーなどが定期的な訪問をしている。ただし、一日中見守っているわけではないので、民生児童委員や地域の方に気にかけていただいているのが現状である。

横山委員

デイサービスやヘルパーの訪問はあっても、例えば夜に火事が起こることも考えられるので、いかにして地域で見えていくかということが大切になると考える。

小田課長

このようなケースでは「大きなお世話」をしていかななくてはならないと考える。地

域の情報については民生児童委員には必ず相談があり、地域包括センターにも報告があったりする。行政のできる範囲としては、非常に重篤の場合は市の措置により養護老人ホームに措置入所させることもある。また、離れた家族の方にも認知症を理解していただき、施設入所を家族で考えていただくようなフォローをしながら、ケースによって対応している。認知症については、地域は支えてあげるという姿勢があっても、家族の方が周りに認知症であることを言いたくないという場合もあり、家族のもう一步の踏み越えをやらなければならない。認知症の方への対応ということで、今後も認知症の徘徊模擬訓練を事業所の協力を得ながら実施したいと考えている。

松村委員

認知症の方も通院等により医療機関で話をする機会があるので、得た情報を市などが収集し、各専門機関に情報を配信するようなシステムがあってもよいと思う。

内藤委員

光市の認知症サポーターは何人登録されているのか。

小田課長

平成 22 年度末時点で約 3000 人。毎年キャラバンメイトを中心に認知症サポーター養成講座という研修を進めており、本年は市の職員も研修を受けている。

内藤委員

年度ごとに何人ずつ増やしていこうと市が目標を立てればよいと思う。また、全国的に民生委員のやり手がいないと聞くが、光市はどうか。

池田委員

光市は 6 地区に分かれ、全 122 名の民生委員で活動している。特に認知症の方については地域包括支援センターと連携して活動している。地域に密着しながら、地域包括支援センターや社会福祉協議会とのパイプ役になっている。また、連合自治会、公民館、福祉委員、民生児童委員など、縦割りや横割りをなくし情報を的確に共有して皆で支えていく必要があると考えている。

山下委員

認知症の方でも地域の支えがあれば在宅で生活することは可能だが、火事に関しては地域で責任を持つことはできないので、近所の方が火事になることについて指摘をしてくると、施設入所を検討しなければならない。このようなことは実例としてある。また、地域は認知症の理解が深まっているが、家族が認知症であることを公表することをためらうこともある。認知症を公表することにより友人が離れてしまった例も実際にあるので、公表の難しさも実感している。また、認知症徘徊模擬訓練を実施した結果、認知症サポーター養成講座を 10 回行うよりも、認知症徘徊模擬訓練を 1 回行うほうが地域住民の方の認知症に関する理解が深まるのではないかと実感した。

西川委員

国の認知症サポーター数はどうか。

瀬上担当課長

当初の予定は100万人であったが、200万人を超えている状況である。

増本委員

生涯現役社会づくりということで、それぞれの地域で多くの高齢者が体を動かすサークル活動、市民活動、特技を持っている方の活動などを行い、高齢者がいきいきしていると感じている。

西川委員

さまざまな活動をされている高齢者はいきいきしているかもしれないが、活動をされていない高齢者をどのようにサポートしていくかが課題であるとする。

上田委員

組織に参加をしていない高齢者をどのようにサポートしていくかが課題であるが、町内会、班などの小さな範囲では組織に参加していると思われるので、それぞれの組織にリーダーをおいて、全員を網羅できるようにしたらよいと思う。また、行政から何かをしてもらうという形ではなく、高齢者が「自分たちは何をしていくのか」という意識を持たせるようなきっかけを作ることが大切だと考える。結果的に、市や県に関係なく現在にマッチしている組織ができ、そのような組織に対して支援や後押しをしていくようなものがあればと思う。

内藤委員

厚生労働省は、「特別養護老人ホームはこれからは作らず、今のような在り方でもない。あくまで在宅の延長である。」という方向に押し進めており、「施設から在宅へ」という言葉になっている。特別養護老人ホームを潰すわけではなく、寝たきりになって家に帰ることができない要介護4・5の方だけが入所する形を取る方向である。ただ、このような方向で高齢者の生活が本当に守れるのかと疑問があり、反対をしている状況である。また、国において介護をする人材が不足していることが大きな課題となっており、光市においても介護職の人材不足が課題となっている。

増本委員

施設入所したいが入所できない方が多いと聞く。今後は独居の高齢者が増えてくることが予想され、生活困難な状況になった場合に、どうしても施設にお世話にならなければならないが、そのような状況であっても入所することはできないという行き詰った状態の方々に対して、行政としてどのような対策をするのかを今のうちから考えていく必要があると思う。

内藤委員

現実活動している民生児童委員が少ないように感じるが、民生委員の現状はどうか。

池田委員

浅江地区 30 名、室積地区 25 名、光井 19 名、島田 10 名、周防・上島田・三井 19 名、大和地区 18 名の総勢 122 名。任期は 3 年であり、75 歳を境に退任をする。活動としては地域に密着した福祉活動であり、民生児童委員で解決できるような内容は即座に対応している。また、年 2 回、民生児童委員の勉強会を開催し、各民生委員のスキルアップを図っている。何かあれば民生児童委員に連絡をいただけたらと考えている。

内藤委員

これからの高齢者福祉において地域で支えあう核となるのは民生児童委員であると考えて。また、リーダーとなる方が必死になってやらないとならない。施設としては高齢者福祉の地域包括ケアシステムの中において、どのような役割を果たすべきか、どのような形で地域に貢献すべきかと考えている。

西川委員

地域包括ケアシステムでは誰かがリーダーシップを発揮しなければ前に進まない。

小田課長

本日も意見をいただいた内容、提言シートの内容を拝見し、必要に応じて問い合わせをさせていただきたいと思う。施設が必要なことは理解しているが、施設整備を行えば介護保険料が上がる。このような中で、光市における介護の在り方、高齢者福祉の在り方について共に検討していきたいと考えている。

4 その他

- ・本日の中間報告を素案とし、パブリックコメントを平成 24 年 1 月 12 日～2 月 10 日に実施
- ・次回は 2 月頃に開催する予定

5 福祉保健部長あいさつ

6 閉会